

令和8年度

市内本店建設工事
格付および発注基準(予定)

ここに公表する内容は、令和8年度の発注基準及び格付基準であり、令和8年6月1日以降に公告および通知する工事に適用する。

対象業種は、別紙の9業種とする。

なお、各事業者の格付結果については、総合評点確定後に公表する。(令和8年6月1日予定)

本基準は予定であり、各事業者の格付結果等によって、基準を見直すことがある。

令和8年2月1日公表

1 発注基準

土木一式 50,000千円以上	A	50,000千円未満15,000千円以上	B	15,000千円未満5,000千円以上	C	5,000千円未満	D
建築一式 80,000千円以上							
その他業種 50,000千円以上	A	50,000千円未満5,000千円以上	B	15,000千円未満	C	5,000千円未満	D

※ 備考 発注にあたり、工事内容等により基準を超えて発注することができる。

なお、格付A級およびB級の業者については、以下の工事の入札に参加できる。

(土木一式) A級:発注金額 10,000千円 以上の工事 B級:発注金額8,000千円 以上の工事

(建築一式) A級:発注金額15,000千円 以上の工事 B級:発注金額10,000千円 以上の工事

(その他業種) A級:発注金額 10,000千円 以上の工事

2 格付基準

- 1 新規に指名願いを提出した業者は、最下位(C)に格付する。
- 2 主観項目として、(1)工事成績、(2)経営管理、(3)信用状況、(4)社会貢献活動、(5)女性活躍推進により点数を加減点する。

$$\text{総合評点} = \text{総合評定値(P)} + \text{主観点数}$$

1)土木一式工事

格付区分	総合評点	技術者数	特定建設業の許可
A	750以上	3人以上かつ内監理技術者1人以上	必要
	750以上	2人以下または監理技術者0人	不要
B	675以上750未満	1人以上	不要
	600以上675未満	1人以上	不要
D	600未満	1人以上	不要

2)建築一式工事

格付区分	総合評点	技術者数	特定建設業の許可
A	750以上	3人以上かつ内監理技術者1人以上	必要
	750以上	2人以下または監理技術者0人	不要
B	600以上750未満	1人以上	不要
	600未満	1人以上	不要

3)とび工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事または解体工事

格付区分	総合評点	技術者数	特定建設業の許可
A	700以上	3人以上かつ内監理技術者1人以上	必要
	700以上	2人以下または監理技術者0人	不要
B	550以上700未満	1人以上	不要
	550未満	1人以上	不要

4)造園工事

格付区分	総合評点	技術者数	特定建設業の許可
A	700以上	3人以上かつ内監理技術者1人以上	必要
	700以上	2人以下または監理技術者0人	不要
B	500以上700未満	1人以上	不要
	500未満	1人以上	不要

3 主観点数

下表の各主観項目(1)～(5)について加減点し、主観点数を算出する。

(1)工事成績 (直近過去2年の工事成績評定点の平均 - 65点) × 2

※工事成績は、前年度および前々年度の成績を工種ごとに算出。

(2)経営管理

	ISO9001または9002	+15	* 本社または支店営業所が、取得していること。 * ISO14001とエコアクション21の両方を取得している場合は、 ISO14001のみの加点とする。
ISO14001または エコアクション21の取得	ISO14001	+15	
	エコアクション21	+10	

(3)信用状況

入札参加資格停止状況 (令和5年1月1日から 令和6年12月31日までの 2年間の停止歴)	1月未満	-5	* 入札参加資格停止期間と、停止歴算定期間が重複する日数。 * 停止期間が、日数表示の場合は、30日を1月とする。 * 停止歴が、複数ある場合は、合計期間とする。 * 指名保留した場合も同様とする。 (ただし、本人の意志による指名辞退は除く。)
	1月以上	2月未満	
	2月以上	3月未満	
	3月以上	6月未満	
	6月以上	12月未満	
	12月以上		

(4)社会貢献活動

守山市消防団員である従業員等の雇用	1人	+5	* 代表者、役員および常時雇用の従業員が守山市消防団員であること。
	2人	+10	
	3人以上	+15	
守山市と災害協定を締結している団体の加入者		+10	* 複数の団体に加入している場合でも10点とする。
県の「淡海エコフォスター制度」、「美知メセナ制度」および市の「協働管理事業」のいずれかに登録している者		+10	* 複数の制度に登録し活動を行っている場合でも10点とする。 (ただし、格付けの前々年12月31日以前に登録し、活動を継続していること)

(5)女性活躍推進

女性技術者の雇用	1人	+5	
	2人	+10	
	3人以上	+15	